

## (平成27～28年度支援)

### 原状回復事業事例： 福岡県飯塚市安定型最終処分場事案

事案の種類	安定型最終処分場における不適正処理事案
事案の場所	福岡県飯塚市
行為者	福岡県飯塚市 A社
規模及び種類	措置対象とした産業廃棄物量 21,410 m <sup>3</sup> ・鉛が溶出しやすい廃棄物 ・安定型以外の廃棄物の混入（紙類、木類又は繊維類） ※処分場の概要 許可品目：安定5品目 埋立可能面積：9,800 m <sup>2</sup> 埋立可能量：134,669 m <sup>3</sup>
支障のおそれ	地下滞留水における鉛、BOD、CODの浸透水基準の超過、また廃棄物層からの鉛の溶出等により、生活環境保全上の支障が生じるおそれが認められる。
対策工の概要	鉛の溶出防止のため廃棄物層に固化剤を注入し、鉛を原位置において不溶化した。また、施工ヤード部分に盛土を行い、処分場全体の法面を安定勾配により成形した。さらに、降雨による処分場内への浸透を低減させるため、処分場天端にキャッピングを行った。
除去した廃棄物の種類及び量	排出・処分量 - t (- m <sup>3</sup> ) (廃棄物の搬出・撤去等は行っていない)
代執行費用	729,236,692円 (支援対象事業費)
支援した資金額	510,465,000円

#### 【事案概要】

A社は、安定型最終処分場を保有し処分業許可を有していたB社から当該処分場内の作業を受託していたが、平成14年12月に当該処分場の施設譲受許可を取得した。また平成15年4月に産業廃棄物処分業の許可を取得した。

当該処分場において、平成13年8月に硫化水素臭のする黒い水の流出が確認され、県が実施した浸透水等の調査で基準超過が確認された。また、県による掘削調査の実施により許可品目以外の産業廃棄物の埋立て及び熱しやく減量が5%を超過していることも確認された。このため、平成14年3月にB社に改善命令を発出したところ、改善命令に対する履行が平成14年7月に確認されたため廃棄物の搬入再開を認めた。

平成15年6月にも浸透水の基準超過が確認されたため、同年8月にA社に対して厳重注意を行い、指摘事項の改善状況の確認後に廃棄物の搬入再開を認めた。以降、指導と改善を繰り返すが黒い水の原因は究明できないままであった。

その後、平成17年12月に、地元住民が県を相手とした「廃棄物の撤去の措置命令又は代執行の実施」の義務付け訴訟を提起した。高裁判決を受け、県は最高裁に上告したが

棄却され、最終的に県には高裁判決である「県によるA社への措置命令の発出」が義務付けられた。

判決の内容において、具体的な支障の内容、範囲の特定や措置命令の内容が示されなかったため、県はこれらを明確にするため調査専門委員会を設置し、調査内容の検討、調査結果の総括及び措置すべき内容について意見をもらった。

県は専門委員会の意見を踏まえて、平成25年5月にA社及び役員5名に対し、鉛が溶出する廃棄物層による支障の除去（除去又は不溶化）や地下滞留水の水位の低下措置等を命じる内容の措置命令を発出した。

しかし、措置の着手期限を過ぎても着手されず、県は命令が履行される見込みはないと判断し、生活環境上の支障の除去のため平成26年3月に行政代執行に着手、平成29年3月に原状回復支援事業が完了した。

※原状回復支援事業完了後に、県単独による対策工を実施しているため、代執行工事全体の完了は平成30年3月。平成30年度以降は工事終了後のモニタリングを行政代執行として実施している。

### 支援事業着手前

処分場上部から



処分場下部から



支援事業完了後

処分場上部から



処分場下部から



代執行工事完了後

処分場上部から



処分場下部から

